

## 資料2 犯罪被害者支援について

1	法テラスにおける犯罪被害者支援の概要	1
2	犯罪被害者等支援弁護士制度	4
3	DV等被害者法律相談援助	11
4	日本弁護士連合会委託援助	12
5	国選被害者参加弁護士制度	13

# 1 法テラスにおける犯罪被害者支援の概要

## ■ 犯罪被害者支援の概要

法テラスでは、犯罪被害者やその御家族に対し、様々な形での支援を行っている。

### ① 犯罪被害者支援ダイヤル等の情報提供

犯罪被害者等のお問合せに対し、支援機関等の相談窓口の紹介や、犯罪被害者支援の経験と理解のある精通弁護士の紹介等を実施するもの。

### ② 犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）

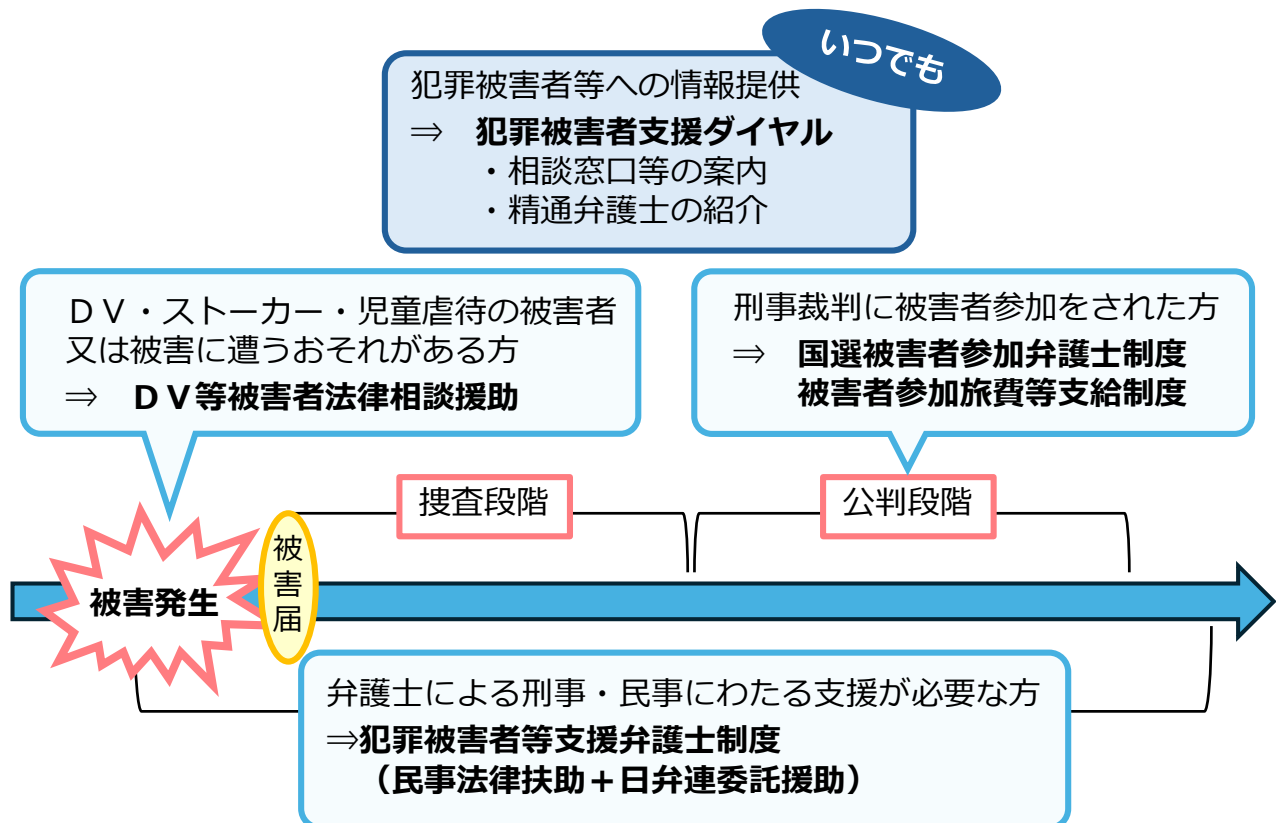
経済的困窮等により自ら弁護士の援助を受けられない犯罪被害者等に対して、原則として法テラスが費用を負担し、弁護士による包括的かつ継続的な支援を行うもの。（本制度が利用できない方に対しては、民事手続については民事法律扶助、刑事手続については日弁連委託援助での支援を実施できる場合もある。）

### ③ DV等被害者法律相談援助

DV・ストーカー・児童虐待の被害者や、被害を受けるおそれがある方に対し、資力にかかわらず弁護士による法律相談を実施するもの。

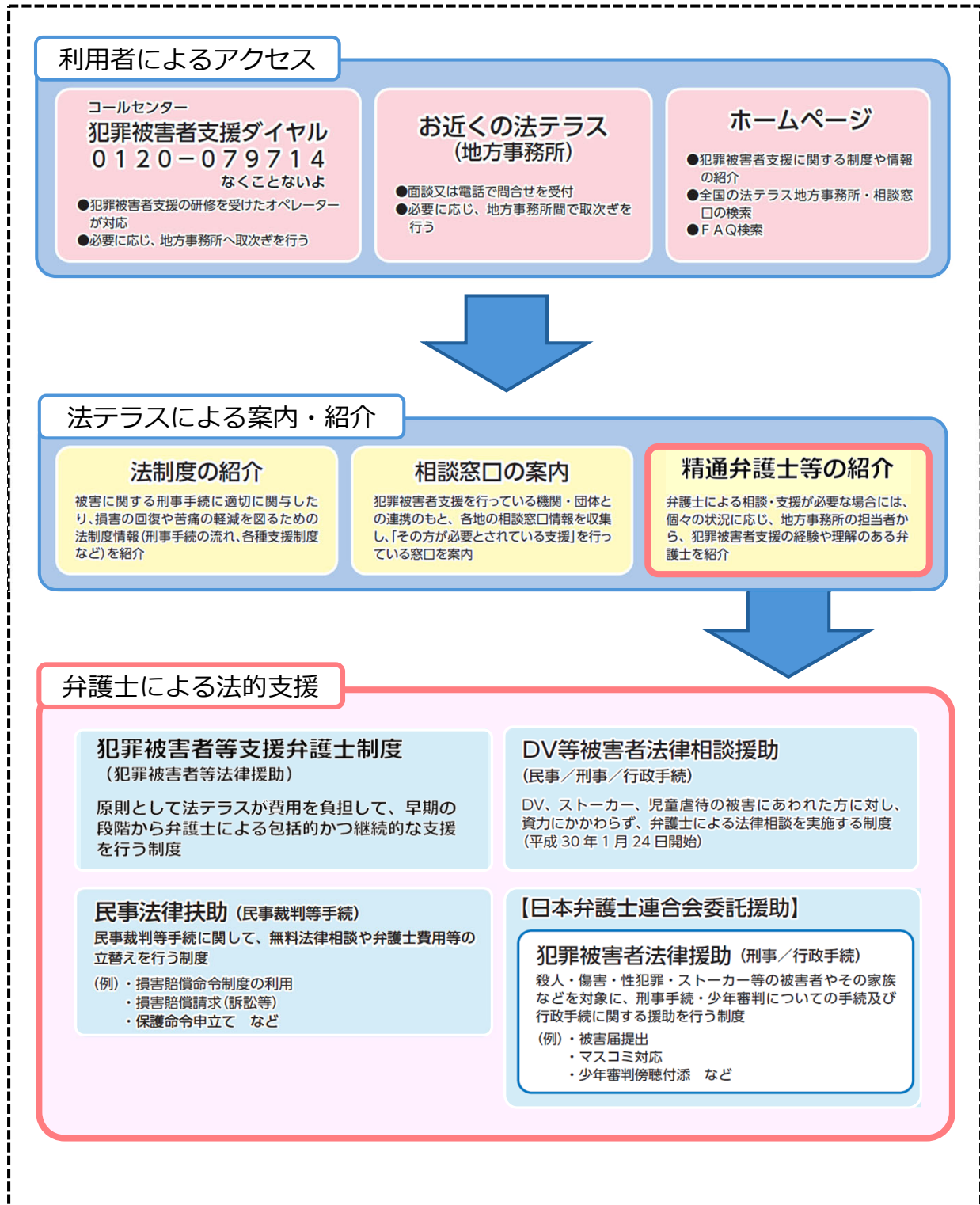
### ④ 刑事裁判への被害者参加制度に関連する支援

国選被害者参加弁護士に関連する事務（指名通知、報酬支払い）  
被害者参加をされた方に対する旅費の支給



# 1 法テラスにおける犯罪被害者支援の概要

## ■ 犯罪被害者支援の流れ



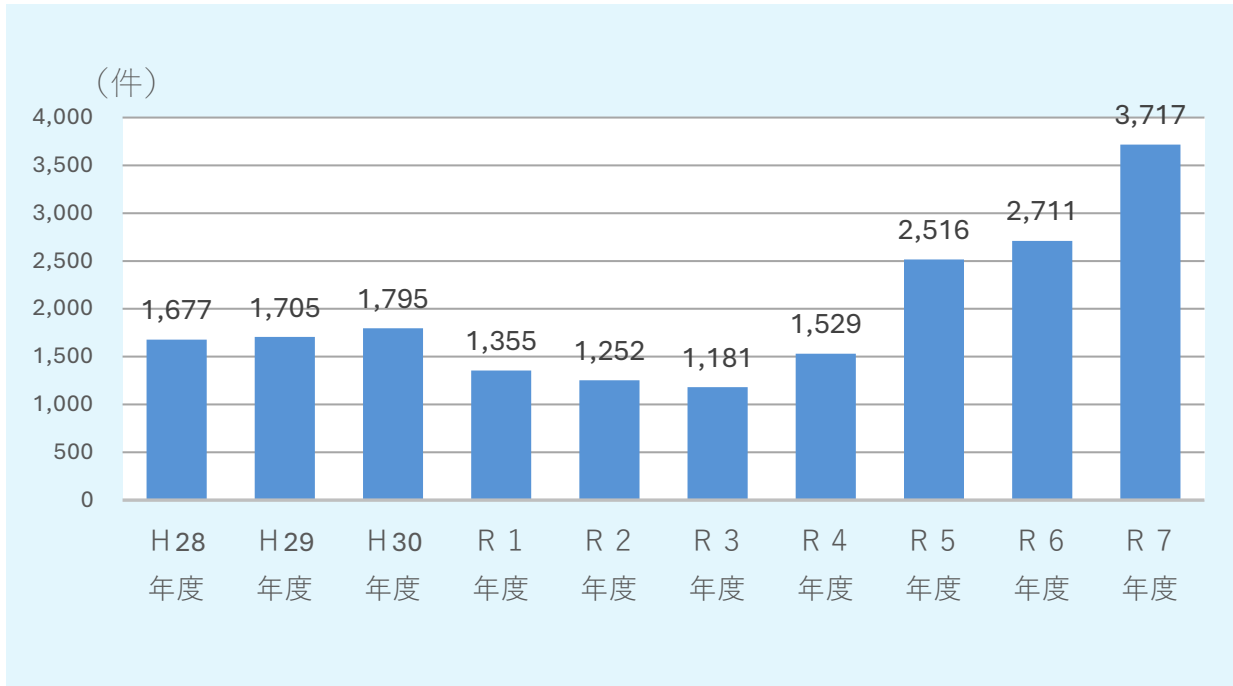
# 1 法テラスにおける犯罪被害者等支援の概要

## ■ 精通弁護士紹介の実績

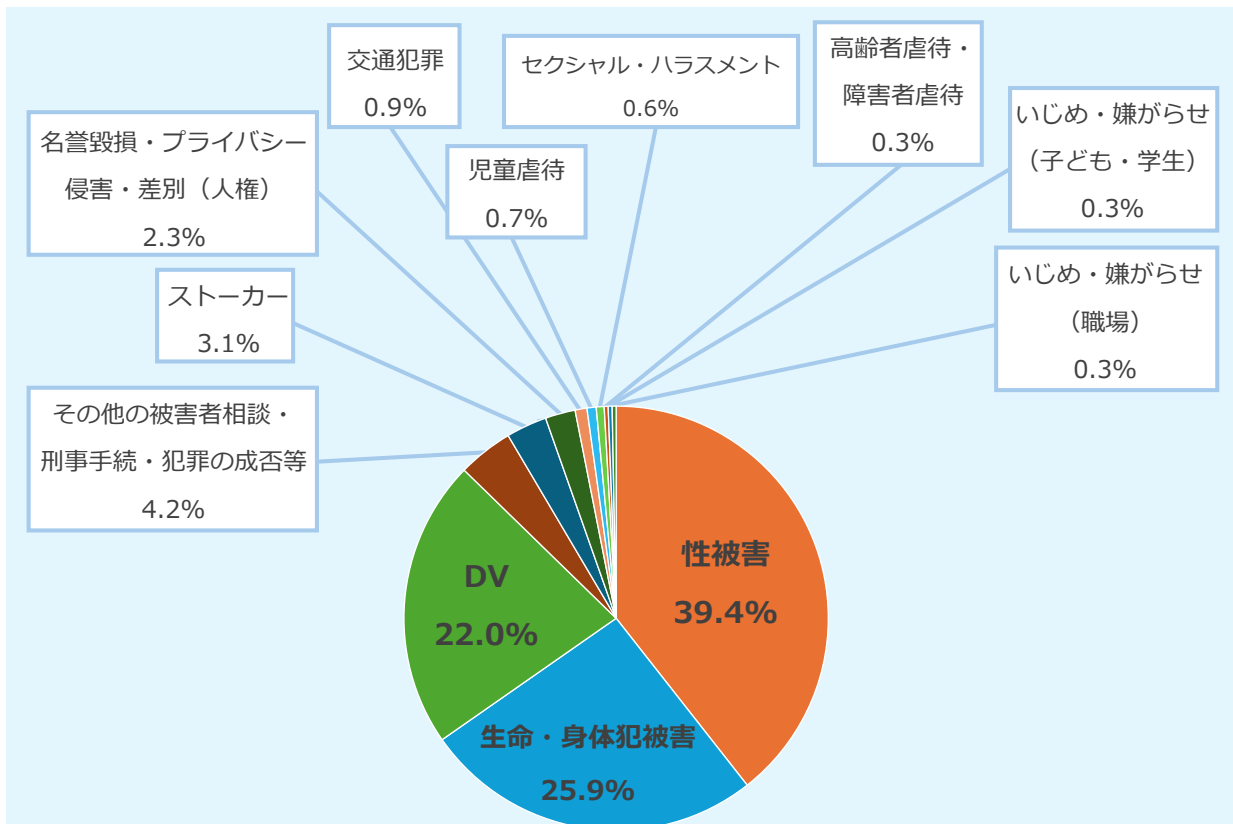
精通弁護士とは、「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士」として各弁護士会に登録された弁護士である。精通弁護士に登録するには、各弁護士会において犯罪被害者支援に関する研修を受講することなどが条件とされている。

法テラスの犯罪被害者支援の担い手となる契約弁護士には、精通弁護士になることが多い。

### ○ 地方事務所における精通弁護士の紹介件数の推移



### ○ 被害内訳（令和7年度）

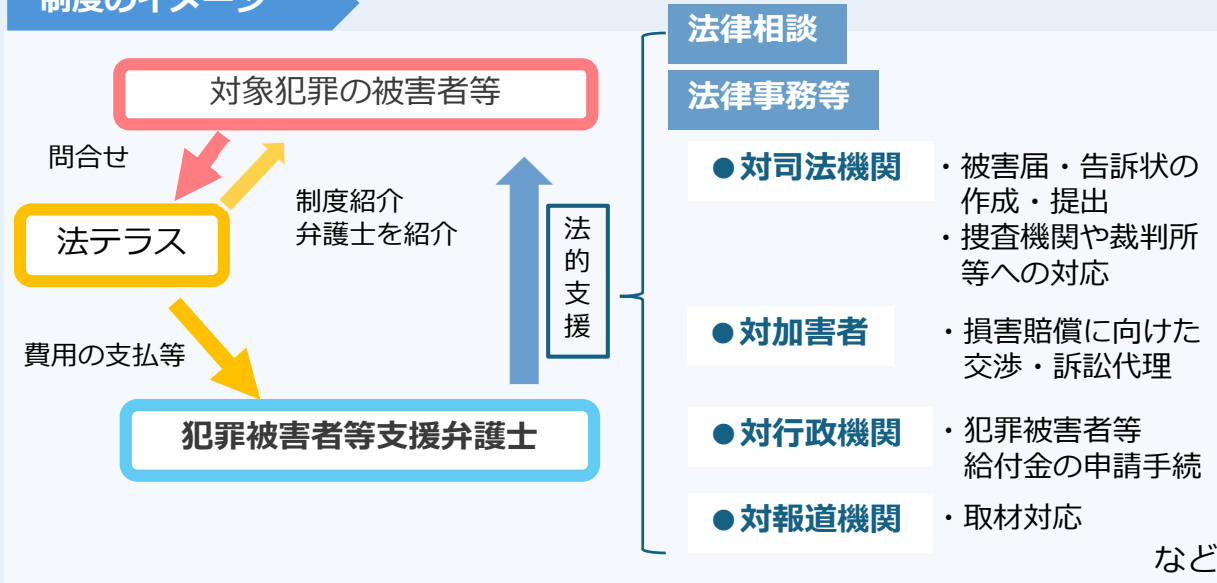


## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

### 制度の趣旨

犯罪被害者等が**精神的・身体的被害**により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、**経済的困窮**から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、**原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの**

### 制度のイメージ



### 利用できる被害者等（※1）

#### 対象犯罪（改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号、施行令第10条の2）

- ①故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- ②刑法における**一定の性犯罪等**
- ③**政令**で定める罪の犯罪行為により**政令**で定める程度の被害を受けた場合  
→罪：「**故意の犯罪行為により人を負傷させた罪**」  
程度：「以下のいずれかの程度の**負傷又は疾病**」
  - ・治療期間**3月以上**
  - ・犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる**第1～14級の後遺障害**

#### 資力要件（※2）

**流動資産**（※3）から一定の療養費等を控除した額が**300万円以下**

#### 費用負担

**300万円**を超える利益（※3）を得た場合を除き、原則**費用負担なし**

- ※1 犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。
- ※2 資力要件は、原則として、本人の資力に配偶者の資力を加算した額で判断。ただし、配偶者の資力を加算することが相当でない場合には本人の資力のみで判断する。
- ※3 犯罪被害者等給付金等を含まない。

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

### 弁護士の報酬基準

受任弁護士に支給される金銭は、通常報酬・成果報酬・実費の3種類

○通常報酬：法テラスが原則負担し、受任弁護士に支払うもの

①基本報酬：刑事手続・行政手続・報道対応等の支援に係る**対象事務**（業務方法書別表10第1項各号の事務・後記参考1）を行った場合に支給

②加算報酬：民事手続に係る支援等を行った場合に支給

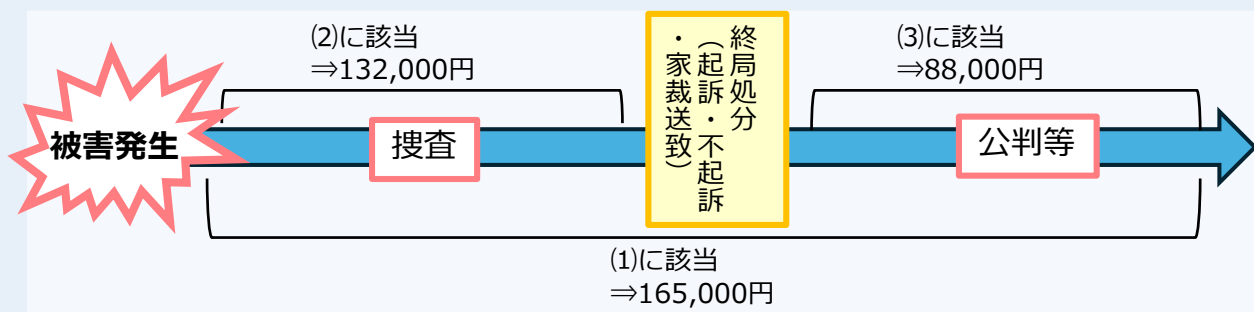
③困難等加算報酬：加害者が複数名いる事案など、困難事案に対して支給

○成果報酬：現実に金銭等を入手した場合等に、その額に応じて支払われるもの

○実費：法律事務を進める上で必要となる手続費用等、法テラスが原則負担

### 通常報酬①：基本報酬

	支給類型	基本報酬の額	備考
(1)	終局処分前及び終局処分後に、対象事務を行った場合 （公訴が提起され、公判手続が開始されたとき又は家庭裁判所に送致されたときに限る。）	165,000円	
(2)	終局処分前に対象事務を行った場合 （(1)に該当する場合を除く。）	132,000円	加害者が終局処分時に少年であるときは110,000円
(3)	終局処分後に対象事務を行った場合 （(1)又は(2)に該当する場合を除く。）	88,000円	加害者が終局処分時に少年であるときは132,000円 この場合、家庭裁判所から検察官への送致後に受任したときは88,000円



※ なお、①又は②のいずれかに該当する場合には「基本報酬額」に定める額を25%減額し、いずれにも該当する場合には「基本報酬額」に定める額を50%減額する。

① 捜査機関への対応（公訴の提起の前後を問わない。）又は少年審判における裁判所への対応（単なる事務連絡は除く。）がなかった場合

② 次のいずれの事務も行わなかった場合

○加害者又はその代理人との交渉（刑事和解を含む。）

○犯罪被害者等給付金の支給の申請その他の行政機関（捜査機関を除く。）に対する申請又は請求（犯罪被害者等給付金の支給の申請に限る。）

○行政機関（捜査機関を除く。）その他の関係機関又は団体への対応

○報道機関への対応（単なる事務連絡は除く。）

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

### 通常報酬②：加算報酬

- 家庭裁判所からのいわゆる逆送事件について、対象事務を行ったとき（逆送後に受任した場合を除く。） ⇒44,000円を加算
- 和解の交渉（金額に争いがある場合又は訴え提起前の和解）や、金銭請求等の民事裁判等手続の準備・追行に関する事務を行ったとき ⇒民事法律扶助の着手金の額に概ね沿った金額を加算

### 通常報酬③：困難等加算報酬

- 複数の加害者との間で和解の交渉や金銭請求等を行った場合や、複数の犯罪被害者等について支援を行った場合等に、基本報酬や加算報酬を50%加算
- 遠距離移動や多数回傍聴に対する加算
- 要通訳事件、上訴審対応に対する加算 など

### 成果報酬

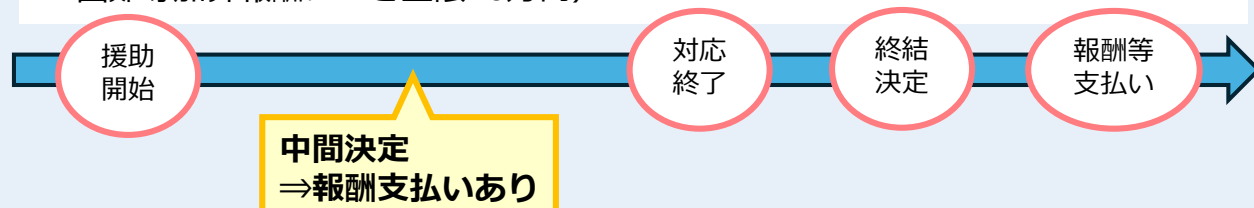
- 損害賠償請求が認められるなどして相手方から実際に金銭等の支払を受けることができたときは、その支払を受けた金銭等（入手金銭等）の額の10%（入手金銭等が3000万円を超える部分については、その超える部分の6%）を成果報酬として加算
- 当面取立てができない事件の場合は、犯罪被害者等が同意した場合に限り、66,000円～132,000円の間で成果報酬を定める
- 成果報酬については、法テラスの負担ではなく、犯罪被害者等が直接支払う

### 実費

- 受任弁護士には、報酬のほかに、対応する法律事務に応じた実費を支給
- 定額実費として、対象事務を行う場合は5,000円、和解の交渉や損害賠償請求等を行う場合にはそれぞれの手続に応じて13,000～35,000円を支給
- さらに、記録謄写料や鑑定料等については、上限額を定めて追加実費を支給する（例えば、記録謄写料に係る上限額は10万円）

### 報酬等の支払い時期

- 受任弁護士への報酬の支払いは、事件対応を終えた後、終結決定によって通常報酬・成果報酬・実費の額が決定されてから行われる
- ただし、受任弁護士は、援助開始決定から6か月が経過した後、及び直近の中間決定から6か月が経過した後に、報酬等の中間決定を求め、通常報酬及び実費の支払いを求めることができる（基本報酬につき上限10万円、加算報酬・困難等加算報酬につき上限10万円）



## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

### ■ 犯罪被害者等支援弁護士制度の利用要件を満たさなかった場合の対応

- 犯罪被害者等支援弁護士制度の利用要件を満たさなかった場合でも、
  - ・ 損害賠償請求等の民事手続に関する支援は、**民事法律扶助**
  - ・ 刑事手続に関する支援等は、**日本弁護士連合会からの委託援助**（後記4）による法的支援を受けることが可能（各支援に係る利用要件を満たす必要）

#### 参考1 犯罪被害者等代理援助事務類型表（業務方法書別表10）

- 1 当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な次に掲げる行為（次項に定めるものを除く）
  - ① 被害の届出
  - ② 告訴又は告発
  - ③ 捜査機関への対応（公訴の提起の前後を問わない）又は少年審判における裁判所への対応、
  - ④ 加害者又はその代理人との交渉（刑事和解を含む。）
  - ⑤ 不起訴理由の確認
  - ⑥ 検察審査会に対する審査の申立て又は付審判請求
  - ⑦ 証人尋問の準備又は打合せ
  - ⑧ 刑事裁判又は少年審判における意見の陳述の申出
  - ⑨ 刑事裁判における公判の傍聴又は少年審判における審判の傍聴
  - ⑩ 事件の記録の閲覧又は謄写
  - ⑪ 受刑者、在院者又は保護観察対象者についての意見・心情の陳述・伝達の申出
  - ⑫ 犯罪被害者等給付金の支給の申請その他の行政機関（捜査機関を除く。）に対する申請又は請求
  - ⑬ 行政機関（捜査機関を除く。）その他の関係機関又は団体への対応
  - ⑭ 裁判所、行政機関その他の関係機関又は団体への同行
  - ⑮ 報道機関への対応
  - ⑯ ①～⑮に規定する行為に密接に関連する行為であって、特定犯罪被害者等の支援に不可欠と認められるもの
- 2 当該被害に係る損害又は苦痛の回復又は軽減を図るために必要な次に掲げる行為（民事に関するものに限る）
  - ① 裁判所における民事事件に関する手続に先立つ和解の交渉（金額に争いがあり、書面又は電磁的記録を用いて交渉する場合に限る。）又は訴え提起前の和解
  - ② 次に掲げる手続の準備及び追行
    - イ 損害賠償の請求を目的とする訴訟
    - ロ 民事調停
    - ハ 民事執行
    - ニ 債務者の財産の開示
    - ホ 債務者の財産に係る情報の取得
    - ヘ 民事保全
    - ト 損害賠償命令

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

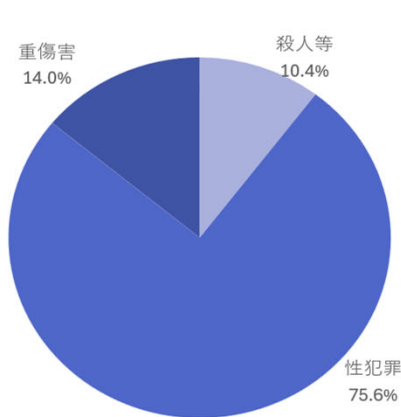
### ■ 利用実績

運用開始の令和8年1月13日から同年4月30日までの利用実績の速報値では、法律相談援助が164件、代理援助が101件であった。

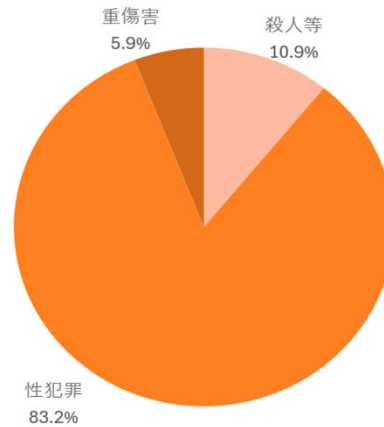
いずれも性犯罪の被害者等による利用が多数を占めている。

	殺人等	性犯罪	重傷害	合計
法律相談援助	17件	124件	23件	164件
代理援助	11件	84件	6件	101件

○ 被害類型別内訳（法律相談援助）



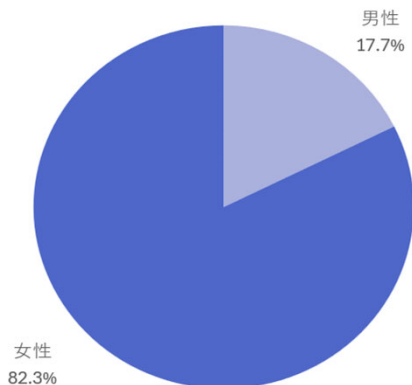
○ 被害類型別内訳（代理援助）



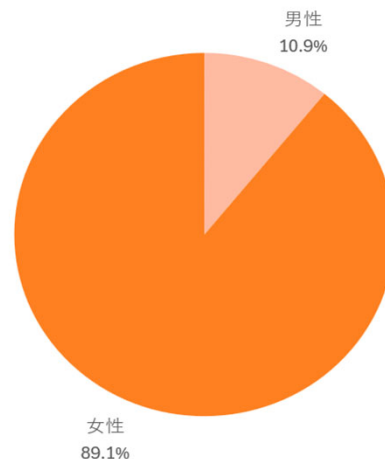
### ■ 利用者の男女比

法律相談援助は82.3%（135名）、代理援助は89.1%（90名）が女性である。性犯罪での利用が多いことが女性の利用者が多い状況につながっていると考えられる。

○ 男女比率（法律相談援助）



○ 男女比率（代理援助）



## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

### ■ 契約弁護士数（令和8年4月1日現在）

犯罪被害者等支援弁護士制度の支援業務については、本制度による被害者支援を行うことについて法テラスと契約をした契約弁護士が担っている。

契約弁護士数が、人口10万人当たりで2.0人以上の地域（契約弁護士数が人口比で多い地域）及び人口10万人当たりで0.5人以下の地域（契約弁護士数が人口比で少ない地域）は以下のとおりである（なお、人口10万人当たりの契約弁護士数の全国平均は1.26人。全都道府県の数値は参考2でまとめている）。

契約弁護士が多い地域では、精通弁護士の多くが本制度の契約をし、その業務を担っている傾向にある。

#### ○ 契約弁護士数が人口比で多い地域（人口10万人当たりで2.0人以上）

	精通弁護士数	新制度契約 弁護士数	弁護士登録 数（全体）	人口10万人当 たりの契約弁護士数
徳島	34	32	95	4.57
島根	26	18	81	2.80
香川	52	23	196	2.45
石川	19	25	189	2.28
宮城	86	49	495	2.20

#### ○ 契約弁護士数が人口比で少ない地域（人口10万人当たりで0.5人以下）

	精通弁護士数	新制度契約 弁護士数	弁護士登録 数（全体）	人口10万人当 たりの契約弁護士数
岐阜	40	3	215	0.15
埼玉	54	26	1,005	0.35
長野	167	7	275	0.35
静岡	88	15	540	0.42

※新制度とは、犯罪被害者支援弁護士制度のこと

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度

参考2 契約弁護士数等（全都道府県）（令和8年4月1日現在）

	精通弁護士	新制度	国選被害者 参加弁護士制度	DV等被害者 法律相談援助	全国弁護士登録数
東京	450	211	876	334	24,388
神奈川	167	83	295	142	1,850
埼玉	54	26	102	68	1,010
千葉	132	56	252	69	937
茨城	71	34	146	37	304
栃木	56	11	88	12	236
群馬	55	15	90	35	330
静岡	88	15	127	61	537
山梨	34	10	44	29	123
長野	167	7	153	32	275
新潟	92	27	125	80	291
大阪	369	81	354	101	5,252
京都	207	35	206	54	896
兵庫	203	30	188	47	1,064
奈良	34	23	93	52	200
滋賀	35	11	54	23	180
和歌山	28	16	55	30	148
愛知	152	67	219	87	2,222
三重	34	13	56	15	201
岐阜	40	3	38	25	217
福井	48	14	63	28	119
石川	19	25	52	62	190
富山	35	14	40	22	129
広島	52	21	169	38	637
山口	48	13	95	32	182
岡山	34	22	93	40	399
鳥取	24	6	42	26	76
島根	26	18	45	16	81
福岡	251	75	324	126	1,513
佐賀	50	5	77	28	113
長崎	51	16	84	44	153
大分	63	17	78	64	161
熊本	55	11	129	33	293
鹿児島	34	18	43	19	232
宮崎	29	15	91	21	139
沖縄	24	10	71	24	298
宮城	86	49	129	52	496
福島	50	27	52	40	193
山形	58	14	54	36	101
岩手	35	16	39	33	112
秋田	39	8	27	11	77
青森	23	13	27	24	108
札幌	237	38	265	115	893
函館	32	13	34	23	54
旭川	17	4	56	21	80
釧路	34	26	50	38	81
香川	52	23	48	29	195
徳島	34	32	50	27	95
高知	38	7	52	15	90
愛媛	49	18	51	21	168
合計	4,095	1,362	5,991	2,441	48,119

※新制度とは、犯罪被害者支援弁護士制度のこと

### 3 DV等被害者法律相談援助

#### ■ 支援内容

弁護士による、刑事・民事を問わない速やかな法律相談を実施

#### ■ 利用要件

○対象者：DV・ストーカー・児童虐待の被害を受けている方又は受けるおそれがあると認められる方

○資力要件：なし

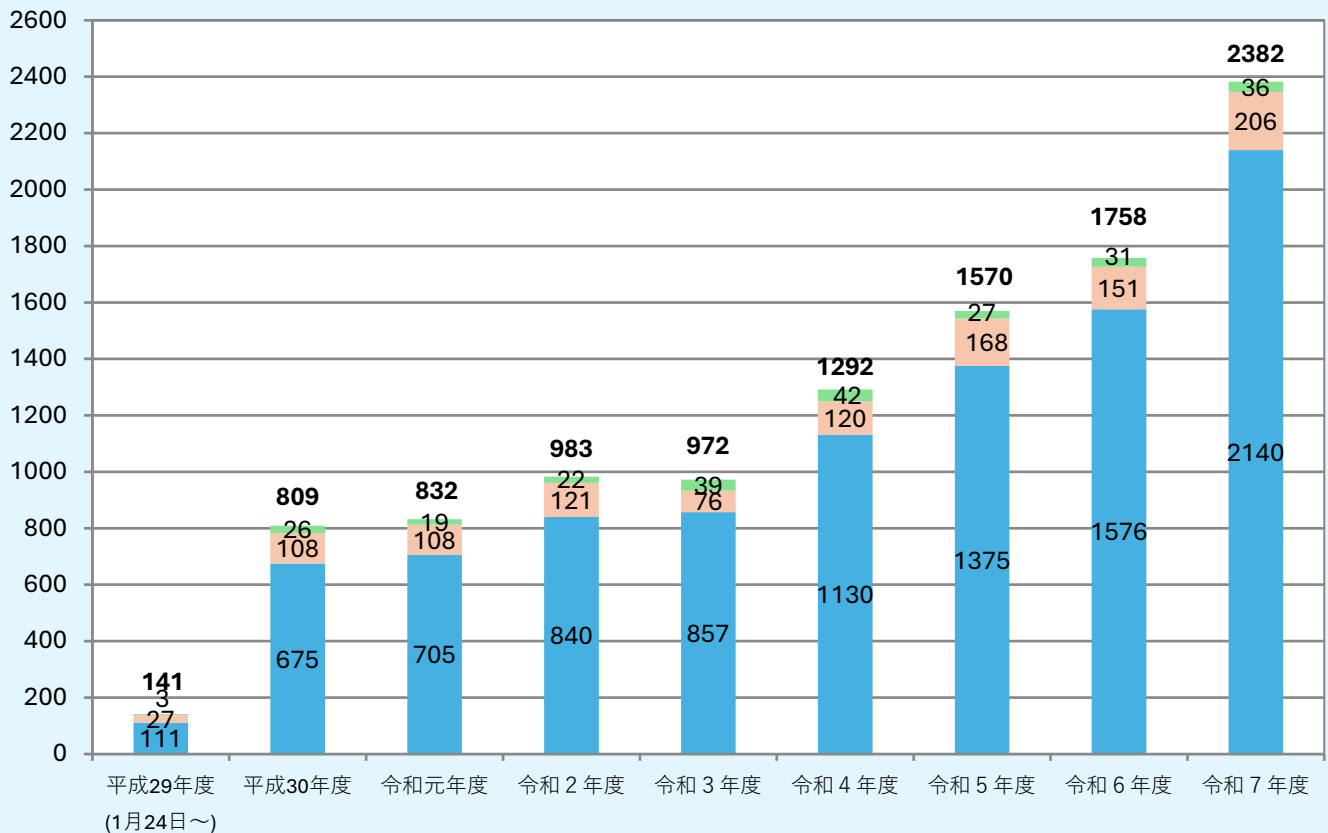
#### ■ 費用負担

現金・預貯金から養育費等を控除した額が300万円以下の者ではない場合、法テラスが弁護士に支払った報酬を利用者が負担（5,500円又は11,000円）

#### ■ 利用実績

令和4年から利用件数が大きく増加する傾向が続いており、令和7年度は合計2,382件と、前年度から500件以上増加した。

(件) ■ DV ■ ストーカー ■ 児童虐待



## 4 日本弁護士連合会委託援助

### ■ 支援内容

被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴付添い、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請、報道機関対応、DV事件におけるシェルターへの保護 等

### ■ 利用要件

○対象者：生命、身体若しくは自由に対する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族（新制度の対象者は除く。）

○資力要件：現金・預貯金等から養育費を控除した額が300万円以下

○必要性・相当性：弁護士援助の必要性及び相当性があること

### ■ 費用負担

#### ○ 着手金、追加報酬、実費

原則として利用者負担なし。

ただし、現実に300万円を超える利益を得た場合には、利用者が費用負担。

#### ○ 成功報酬

現実に金銭を得た場合には、その金銭から一定割合（金額に応じて5.5%～13.2%）を、利用者が弁護士に直接支払う。

### ■ 利用実績

犯罪被害者に対する援助は、年々増加傾向にあり、令和6年度は2,482件であった。

年度	申込処理件数
令和2年度	1,687
令和3年度	1,824
令和4年度	1,856
令和5年度	2,189
令和6年度	2,482

## 5 国選被害者参加弁護士制度

### ■ 支援内容

被害者参加人が経済的に余裕のない場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する。

法テラスでは、弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

### ■ 利用要件

- 対象犯罪：殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪  
不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪  
逮捕及び監禁の罪  
略取、誘拐、人身売買の罪  
交通事故に関する罪（自動車運転過失致死傷など） 等

- 資力要件：現金・預貯金等の額が200万円以下

### ■ 費用負担 なし

### ■ 利用実績

- 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数

	被害者参加を許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が付された割合 ②/①
令和6年	1,768	704	39.8%

(法テラス白書令和6年版より引用)

- 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(法テラス白書令和6年版より引用)